

## 人権理事会 アフリカ系の人々、ウィーン条約を討議

2021/10/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長が発言し、不都合なものは他に送りたいとする富裕国の願望に都合よく合わせた環境政策や安全実行に伴って、グローバルサウスの国々への有害廃棄物の輸出が続いていると述べた。また、「環境正義、気候危機、アフリカ系の人々」と題する報告書を提示し、気候変動は奪取を手段とする採掘・搾取・蓄積への経済の依存の副産物であり、アフリカ系の人々は気候危機により多大な影響を受けていると述べた。討議で発言者は、環境問題は人種差別の観点から見る必要があり、気候変動の影響は様々な方法でアフリカ系その他の人々に及んでいると述べた。会合では、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する一般討論も行われた。ジェンダー平等、女性・少女のエンパワメント、彼女らの人権の完全・平等な享受が最優先課題の一つであるとする発言等があった。

## 人権理事会 人種主義を討議

2021/10/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、現代的形態の人種主義に関する特別報告者が、「人種主義的・外国人排斥的差別、国境・入国管理におけるデジタル技術の利用」、「ナチズム、ネオナチ、現代的形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容を煽動する他の行動の賛美との闘い」と題する報告書を提示した。1つ目の報告書は、政府や非政府主体は、人権侵害、人種差別的構造、技術がもたらすリスクにほとんど留意せず、入国管理において新技術を開発・展開していると指摘している。そして、国境管理における監視技術の調達・売買・移転・利用の一時停止は、そうした技術による利益拡大や技術への投資よりも良いことであるとする。2つ目の報告書は、COVID-19 パンデミックが反ユダヤ・人種主義・外国人排斥のヘイトスピーチ・策謀・発言の一因となっており、各国政府に対し COVID-19 対応・復興計画においてこうした不寛容増加との闘いを真剣に検討するよう求めている。

## 人権理事会 アフリカ系の人々の権利に関する作業部会が発言

2021/10/05

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。歴史的に搾取されてきた人々・コミュニティは、汚染・環境劣化・気候変動の矢面に立たされ続けている。世界中のアフリカ系の人々は、埋立て・有毒廃棄物処理・採掘産業、鉱工業地域・工場・発電所その他の環境に有害な活動において、環境による人種差別に直面している。気候変動は他から切り離された危機ではなく、アフリカ系の人々の生命その他の中核的な人権を体系的に無視した、経済的・政治的枠組と結びついている。制度的人種主義と暗黙の人種的ヒエラルキーが、特定の生命・資源・土地・将来を犠牲にした利益を戦術的に容認している。気候危機対策が効果的であるためには、影響を被るコミュニティを中心に据えた人権に基づくアプローチが必要である。各国政府は、備え・緩和・対応・復興を含むあらゆる段階の意思決定にアフリカ系の人々を含まなければならない。

## 移住労働者権利委員会 グローバル移住に関するパネル

2021/10/06

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会では、グローバル移住に関するパネルディスカッションが行われた。始めに委員長は、COVID-19 パンデミックが移住労働者と家族の人権に破滅的な影響をもたらしたこと、移住者と家族を取り残さないための対応の進展を各国政府と社会に求める共同ガイダンスに参加したことに言及した。他のパネリストは、気候変動と移住、強制退去・追放・送還・再統合における移住者の保護、精神的健康と移住、家事移住労働者の人権、移住労働者の強制・非自発的失踪、条約と安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクトの関係について発言した。各国政府代表は、委員会が締約国報告書の審査や各国との対話を通じて収集する成功例は各国政府にとって重要であると述べた。複数の委員は、移住のダイナミックな性格を指摘し、他の国連機関等が行った問題の処理を委員会は補うことができると説明した。

## 移住労働者権利委員会 恣意的抑留からの自由に関する一般的意見

2021/10/07

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会は、移住者の恣意的抑留からの自由に関する一般的意見 5 号を公表した。今日の会合で発言者は、抑留は人間性を奪うものであり、抑留センターは移住者に対処する手段ではないこと、抑留センターに収容された人々はトラウマに悩まされること等に言及した。そして、一般的意見によって、委員会が移住者抑留廃止の端緒となる法基準の発展に貢献できるよう期待すると述べ、また、各国政府は個々のケースで抑留を行う前に、他の方法を検討する義務があると付け加えた。パネルディスカッションでは、一般的意見は国際法の漸進的発展となる規定を含んでおり、将来の国際法の指針となりうること、あらゆる形態の自由の剥奪が抑留となると明確にしたこと等に言及があった。討議で発言者は、一般的意見を実際に利用できる人々、すなわち国内人権機関、市民社会メンバー、移住労働者と直接関わるスタッフに普及させる必要があると主張した。

## 人権理事会 4つの決議を採択

2021/10/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では4つの決議が採択された。①COVID-19 パンデミックを含む危機時の子ども・若年・強制婚に関する決議(無投票)は、人権高等弁務官事務所に対し、強制婚が女性・少女の人権に与える悪影響に関するワークショップの開催準備を求めた。②人権に対する植民地主義の悪影響に関する決議(賛成 27、反対 0、棄権 20(日本を含む))は、各国政府・関連国連機関その他の関係者に対し、悪影響に対処するための具体策を求め、第51会期にこの問題に関するパネルディスカッションを開催するとした。③民主的で公平な国際秩序の促進に関する決議(賛成 30、反対 14(日本を含む)、棄権 3)は、人権高等弁務官に対し、この問題に関する独立専門家に必要な人的・財政的資源の提供の継続を求めた。④死刑に関する決議(賛成 29、反対 12(日本を含む)、棄権 5)は、自由権規約選択議定書を未批准の国に対し、批准の検討を求めた。

## 人権理事会 4つの決議を採択

2021/10/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では4つの決議が採択された。①開発の権利に関する決議(賛成29、反対13(日本を含む)、棄権5)は、人権高等弁務官に対し、高等弁務官事務所の活動報告の継続、開発の権利実現の課題に関する分析・勧告等の提出を求めた。②先住民族の人権に関する決議(無投票)は、第51会期のパネルディスカッションのテーマをCOVID-19における社会的・経済的復興計画の先住民族への影響とし、高等弁務官事務所に対し、先住民族女性の参加の促進、討議への障がい者のアクセス確保を求めた。③若者の人権に対するCOVID-19パンデミックの影響に関する決議(無投票)は、人権高等弁務官に対し、影響の緩和方法に関する調査と、第51会期での結果報告を求めた。④安全・清潔・健全・持続可能な環境に対する人権に関する決議(賛成43、棄権0、反対4(日本を含む))は、安全・清潔・健全・持続可能な環境に対する人権を認め、各国政府に対し必要な政策の採択を求めた。

## 健全な環境に対する人権 専門家が声明

2021/10/08

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。人権理事会は本日、健全な環境に対する人権を認めた。国連が初めて、全ての人が全ての場所で安全・清潔・健全・持続可能な環境の中で生活する人権を有すると認めたことは、環境危機によって毎年900万以上の人々が死亡している世界を一変させる可能性がある。この権利の承認は、事務総長、人権高等弁務官、15の国連機関の他、世界中の若い活動家、企業グループ、1,300以上の市民社会組織から支持された。この決議は特に環境人権活動家、環境劣化の不均衡な影響を受ける人々やコミュニティにとって重要である。健全で質の高い生活は、清浄な空気、安全な水、持続的に生産される食料、安定した気候、健全な生物多様性・生態系に依存している。我々は健全な環境に対する権利を用いて、政府・企業・人々に我々全てが共有する地球の管理のためのより良い活動を求めなければならない。



## 健全な環境に対する人権 人権高等弁務官が歓迎

2021/10/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会が初めて清潔・健全・持続可能な環境が人権であると認めた決議を受けて、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。理事会の決議は、人々・地球・自然生態系の保護に関わるものであり、環境劣化と気候変動が相互に関連する人権危機であると明確に認めている。今こそ、人々と自然を守る斬新な経済・社会・環境政策を進めるべく、大胆な行動が必要である。この権利を十分に実現するには参加の権利、情報へのアクセス、正義へのアクセスが尊重されることも必要である。去年は過去最多の環境人権活動家が殺害された。各国政府に対し、彼らを保護しエンパワーするための断固とした措置をとるよう求める。この機に我々は、環境活動と人権保護の誤った分離を排除しなければならない。一方が欠ければどちらの目標も達成できないことは明らかである。目標達成には、持続可能な開発のためのバランスのとれた人権に基づく取組みが必要である。

## 移住労働者権利委員会第 33 会期閉幕

2021/10/08

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 33 会期が閉幕した。今会期では、移住労働者権利条約の実施に関するルワンダとアゼルバイジャンの報告に関して、両国との建設的な対話が行われ、総括所見が採択された。また、移住者の恣意的抑留からの自由の権利に関する一般的意見 5 号が採択された。一般的意見 5 号発出のオンライン・イベントでは、以前に抑留されていた移住者、市民社会、国連担当者等が力強く発言した。パネルディスカッションでは、一般的意見を世界中に普及させる方法が検討された。会期中にはさらに、活動の一貫性と他の委員会の成功例との相乗効果のための作業方法に関する作業部会が設置された。この他、2022-2023 年度の活動計画、委員会のコミュニケーション戦略の担当が任命された。第 34 会期の開催日は後日公表される。

## 人権理事会 8つの決議を採択

2021/10/11

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では 8 つの決議が採択された。①中央アフリカに関する独立専門家の任期を 1 年延長。②コンゴ民主共和国のカサイ地域の状況に関する国際専門家チームの任期を更新し、任務を国内全域に拡大。③ソマリアに関する独立専門家の任期を 1 年延長。④カンボジアに関する特別報告者の任期を 2 年延長。⑤リビアの現地調査団の任期を 9 か月延長。⑥イエメンに関し、全ての紛争当事者による人権侵害・虐待の申立ての調査継続のため、人権高等弁務官に対し、政府への能力構築と技術支援の継続、国家調査委員会への技術・後方支援の提供を要請。⑦「意思決定・公的生活への女性の完全・効果的な参加、暴力の撤廃に関する技術支援」をテーマとするパネルディスカッションを第 50 会期に開催。⑧人権高等弁務官事務所に対し、人種的平等のための意識向上、世界的な公的支援の結集のための 2 年間のコミュニケーション戦略の開始を要請。

## 人権理事会第 48 会期閉幕

2021/10/11

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 48 会期が閉幕した。今会期では 25 の決議と議長声明が採択された。主な決議は次の通り。①アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者の任命。②ブルンジの人権状況に関する特別報告者の任命。③気候変動における人権の促進・保護に関する特別報告者の創設。諮問委員会に対し、気候保護の新技术が人権に与える影響に関する調査の実施、報告書の作成を要請。④中央アフリカの人権状況に関する独立専門家の任期を 1 年延長。⑤コンゴ民主共和国のカサイ地域の状況に関する国際専門家チームの任期を更新し、任務を国内全域に拡大。⑥ソマリアの人権状況に関する独立専門家の任期を 1 年延長。⑦カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を 2 年更新。⑧リビアの事実調査団の任期を 9 か月延長、である。この他、15 か国に関する普遍的定期審査の結果文書も採択された。第 49 会期は、2022 年 2 月 28 日～3 月 25 日に開催される。

## 自由権規約委員会第 133 会期開幕

2021/10/11

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 133 会期が開幕した。今会期は 2020 年 3 月以来の対面での会期となる。ただし複数の委員はリモートで参加する。会期中には、自由権規約の実施状況に関するドイツ、アルメニア、ボツワナ、ウクライナの報告の審査が行われる。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、COVID-19 パンデミックの影響による締約国報告・個人通報の審査の滞留は深刻であり、通常の活動状態に戻ることは非常に喜ばしいことであると述べた。また、6 月に開催された条約機関議長会議第 33 会期について、活動方法の調整と条約機関制度全体の効率・透明性・アクセス可能性向上のためのデジタルへの移行の進展に言及した。個人通報作業部会議長は、作業部会の 10 月の会期で採択された決議案、すなわち受理不能 7 件、権利侵害 13 件、権利侵害なし 3 件、侵害あり・なし未確定 1 件に加えて前会期で保留された 2 件、計 26 件を今会期に提示すると述べた。

## 子どもの権利委員会 気候変動の影響に対する国の責任を認める

2021/10/11

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が国際機関では初めて、子どもの権利に対する気候変動の悪影響に関し、締約国は国内外の子どもの権利に対する炭素排出の悪影響について責任を負うと判断した。2019年に12か国の16名の子どもがアルゼンチン・ブラジル・フランス・ドイツ・トルコの5か国に対して、子どもの生命・健康・文化の権利の保護・実現のために必要な防止措置を怠ったこと等を委員会に申し立てた。委員会は、炭素を排出する国の政府はその悪影響について責任があるとした。そして、5か国は国外の子どもたちに予測可能な被害をもたらした排出の原因である活動を事実上管理していると断定し、16名の子どもが申し立てた被害と5か国の活動または排出には十分な因果関係があり、子どもたちは被害の重大性を示したと判断した。ただし、今回の事案は、国内裁判等で手を尽くしたかの受理要件を満たさず、子どもの権利条約義務違反については判断できないとした。

## 紛争防止と少数者の人権の保護に関する欧州地域フォーラム

2021/10/11

国連人権高等弁務官事務所

紛争防止と少数者の人権の保護に関する欧州地域フォーラムが、少数者の問題に関する特別報告者の主催で、10月12・13日に開催される。フォーラムには、各国政府、国連・地域機関、市民社会グループ、少数者の代表およそ200人が参加する。2021年には、正義を通じた紛争防止と少数者の人権に関して、4回の地域フォーラムが開催される。今回の欧州でのフォーラムの他、今年中に中央アジアでのフォーラムが開催される。各フォーラムの活動と勧告は、2021年12月にジュネーブで開催される、少数者問題に関する国連フォーラム第14会期で報告される予定である。

## 拷問に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/12

国連人権高等弁務官事務所

拷問・虐待に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。拷問・虐待はほとんど常に制度的な問題であるにもかかわらず、政府は個人をスケープゴートにし、構造的・制度的な形態を否定し、効果的な防止・是正措置をとる義務を免れている。拷問・虐待の絶対的禁止は各国政府に防止・調査・訴追・救済の義務を課すが、各国政府は真の責任追及を妨害し続け、その結果、実行・教唆・同意・黙認した人々の大多数が責任を問われずにいる。このような否定・矮小化する態度は多くの犠牲者・家族を裏切るだけでなく、より一般的に、人権保護の国際制度全体への政府の確約の信用性を著しく損なうものである。拷問・虐待の責任追及は、司法、和解、法の支配、今後の権利侵害の防止のための必要条件である。各国政府に対し、防止・調査・訴追・処罰・救済の義務に沿って、拷問・虐待の絶対的禁止の包括的な履行措置を直ちにとるよう求める。



## テロ対策と人権に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/13

国連人権高等弁務官事務所

テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。テロ問題への対処において、基本的権利・自由を無視する傾向がますます強まっている。これは、法の支配と統治の完全性に深刻な影響を与えるものである。国内・地域・世界レベルでのテロ根絶を目指す研修・技術支援の中核には、人権が据えられるべきである。テロ対策の能力構築・技術支援は国際人権基準からますます遠のきつつある。911の悲劇から20年が経ち、テロ対策資金は前例のない規模に増大したが、状況は間違いなく悪化している。テロ・暴力的過激主義への対策が効果的であるだけでなく、人権を尊重し、透明かつ説明可能であるために、能力構築と技術支援の徹底的な見直しが緊急に必要である。増加するテロ対策制度・枠組み・計画は、人権、法の支配、適切な監視・管理戦略の実施に合致したものでなければならない。

## ビジネスと人権に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/14

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会議長が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。極めて多くの場合、投資家は国際投資協定の下で優遇される一方で、人々はプロジェクトの影響を被り苦しんでいる。各国政府は、人権を今後の投資協定の中核とし、責任あるビジネス行動を促進するよう現行の協定を改定しなければならない。国際投資制度の根本的・漸進的改定を求める。表面的な変化では国際投資法の構造的な問題への対処にはならない。各国政府は、規制義務を履行し、投資家に人権義務を課し、投資家・国家間の紛争解決制度を全関係者にとって公正なものにするために、国際投資協定を用いなければならない。変革は「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、すなわち、ビジネスに関わる人権侵害の防止・対処に関する政府の義務と企業の責任を規定する世界的枠組みに沿って行われなければならない。

## 集会・結社の自由に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/14

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会と結社の自由に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。極めて多くの政府が平和的な気候変動活動家の取締りを行っている。市民の抵抗や非暴力の直接行動キャンペーンに携わる抗議運動が弾圧されている。コミュニティを気候変動の破壊的影響から守ろうと計画する人々が世界中で増加するにつれ、暴力的な弾圧も激化している。その形態は、身体的攻撃、殺害、脅迫キャンペーン、抗議の禁止、司法上のハラスメントに及ぶ。政府が本腰を入れて気候変動に取り組み、より環境に優しく持続可能な未来を構築するのであれば、市民社会スペースを保護し市民社会をエンパワーしなければならない。世界中の市民社会と抗議運動によって土地・森林・水が保護され、気候変動に対する関心が高まり、回復力のあるコミュニティが構築され、解決策が提案され、政府・非政府主体の責任が追及されるのである。

## 人権活動家に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権活動家の状況に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。世界中で人権活動家が、他者の権利を平和的に擁護したことを理由に、少なくとも懲役10年の判決を言い渡されたり、そうした判決の危険にさらされている。政府は人権活動家を標的にしていることを否定し、彼らは犯罪者ときにはテロリストだと主張する。人権活動家が長期間収監されているという事実に対して政府が向き合い、彼らを釈放し、これ以上の判決の言い渡しを中止する行動を直ちにとらない限り、さらに多くの人権活動家が長期の懲役を言い渡されるであろう。人権活動家を理由で収監されている人々は、労働組合指導者・弁護士・ジャーナリスト等である。また、民主的改革の平和的な主張、政府の不備の指摘をした人々、国連機関に協力した報復として収監されている人々もいる。各国政府は不当で弁解の余地のない行為を直ちに永遠に中止すべきである。

## 社会権規約委員会第70会期閉幕

2021/10/15

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第70会期が閉幕した。今会期では、クウェート、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ニカラグアの報告審査が対面とリモートで行われ、それぞれに対する総括所見と勧告が採択された。3件の個人通報の審理も行われ、そのうち2件が受理不能、1件が規約違反と判断され、また、12件は審理打ち切りとなった。閉会の挨拶の中で委員長は、今会期ではCOVID-19パンデミック発生以降初めて対面での会合も行われたと述べた。また、委員会が公表したパンデミックとワクチンの管理に関するガイドラインがしかるべき注目を集めるよう期待を表し、委員会はパンデミックが社会権に影響を与えており、委員会の活動を追求することの重要性を十分に認識していると述べた。第71会期は2022年2月14日～3月4日に開催され、バーレーン、ベラルーシ、チェコ、コンゴ民主共和国、セルビア、ウズベキスタンの報告審査が行われる予定である。

## 女性差別撤廃委員会開催の予定

2021/10/15

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が10月18日～11月12日に開催される。この会期では、モルディブ、スウェーデン、エジプト、イエメン、インドネシア、エクアドル、キルギス、ロシア、南スーダン、南アフリカの報告審査が行われる。女性差別撤廃条約の締約国(現在189か国)は、条約の実施状況について定期的に委員会の審査を受けなければならない。委員会は各国政府の報告書、NGOから情報を受け取り、公開の会合で女性の権利とジェンダー平等の状況の審査を行う。審査の様子はライブ中継される(<https://media.un.org/en/webtv/>)。女性差別撤廃委員会は各国の女性差別撤廃条約の遵守を監視する機関である。締約国が世界中から選出した独立の人権専門家23名で構成される。彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。

## 女性差別撤廃委員会第 80 会期開幕

2021/10/18

### 国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 80 会期が開幕した。今会期では、前会期から延期されていたエクアドル、エジプト、インドネシア、キルギス、モルディブ、ロシア、南アフリカ、南スーダン、スウェーデン、イエメンの 10 か国の報告審査が行われる。人権高等弁務官事務所の代表は、委員会が過去 1 年半の間、困難な状況の中、閉会中も含めてオンラインで世界中の女性・少女の保護の欠如の防止に向けて絶えず努力してきたことを感謝していると述べた。また、非常に困難な状況に直面しているアフガニスタンの女性・少女について、高等弁務官事務所は彼女らの立場を支持し続けるつもりであり、本委員会その他の人権機関も同様であると確信していると述べた。

## 意見・表現の自由に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/18

国連人権高等弁務官事務所

意見・表現の自由の促進・保護に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。女性の意見は、法・政策・差別的慣行によって明確に、社会的態度・文化的規範・父権的価値観によって暗黙のうちに、抑圧・管理・処罰されている。多くの国で若い女性や旧来のジェンダーの固定概念に合致しない人々のオンライン上の言動が、‘公共のモラル’の保護を名目にして、原理主義者から監視され、政府から検閲・処罰されている。特にジャーナリスト・政治家・人権活動家・フェミニストが標的にされ、嫌がらせを受け、沈黙させられ、ソーシャルメディアや公的生活から排除されている。政府とソーシャルメディア企業に対し、全ての女性とノンバイナリーの人々にとってデジタル空間を安全なものにするために、国際人権法の枠組内で緊急に断固とした行動をとるよう求める。政府に対し、ジェンダー情報格差等の情報に対する女性の権利の障壁を除去するよう求める。



## 宗教・信念の自由に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/19

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。テロ対策、再教育プログラム、拷問、向精神薬の管理その他の精神的健康に関わる強制的行為が、人々の思想の変更、思想の強制的な公開のために用いられている可能性がある。デジタル技術・神経科学・認知心理学の大きな進歩が、我々の思想のプライバシー・完全性に前例のない影響を与えているのかもしれない。思想の自由は、世界人権宣言 18 条、自由権規約 18 条 1 項に規定されている絶対的な権利である。これは、その他多くの権利の基礎であり、たとえ緊急事態中であっても、制限されたり一時停止されることがあってはならない。国連人権制度に対し、自由の範囲と内容を一層明確にするよう求める。思想の自由は信念の選択・発展・変更において不可欠であるだけでなく、宗教・信念に関わるあらゆる問題を考える根本でもある。

人権専門家が COVID-19 ワクチンに関する緊急行動を求める書簡を送付

2021/10/19

国連人権高等弁務官事務所

6名の特別手続担当者が G7・G20 諸国、EU、WTO、COVID-19 ワクチン製造に関わる製薬会社に計 44 の書簡を送付した。主な内容は次のとおり。①ワクチンへの平等・普遍的なアクセスを確保するために即時の集団的行動を求める。②国際人権法上、全ての者は差別なくワクチンにアクセスする権利を有する。③2021 年 9 月 27 日時点で、世界人口の 44.5%がワクチンを少なくとも 1 回摂取しているが、低所得国では 2.2%にすぎない。④ワクチンへの公平・安価・公正・安全・適時・普遍的なアクセスのために、政府・国際機関・企業・市民社会の一層の努力が必要である。⑤政府は知的財産権の一時停止等により、ワクチンへの早期のアクセスを確保する集団的責任を有する。⑥政府はワクチンの国内・国家間での平等な分配を確保する個別の責任を有する。⑦民間分野は行動の人権への悪影響を特定・防止・救済する責任を有する。⑧医薬品・健康技術・診断等へのアクセスが不平等である。

## 健康の権利に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/20

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。世界中で多くの女性が妊産婦・新生児医療へのアクセスを制限され、あるいは全くアクセスすることができない。およそ1,400万人の女性が避妊にアクセスできず、性暴力被害者のための特別なサービスにアクセスできなくなっている。COVID-19によるロックダウン・移動制限・資金転換が、基本的なセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセスを脅かしている。安全な中絶へのアクセスを制限する新たな措置や法も見受けられる。各国政府に対し、COVID-19パンデミックを乗り越え、全ての人々のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを向上させる保健制度を再建・強化するよう求める。各国政府は、妊産婦医療、避妊、中絶、女性生殖器系のがん検診、包括的な性教育を含む、質の高いサービスへの完全なアクセスを確保しなければならない。

## 極度の貧困と人権に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/20

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。多くの国が高い社会的流動性を誇るが、上層階級の優遇と下層階級の貧困が日常茶飯事であることこそが真実である。OECD 諸国では、低所得家庭の子どもが僅かな所得しか得られない状態は4～5世代にわたり続き、ブラジル・コロンビア・南アフリカ等の新興国では9世代以上続いている。OECD 諸国に住む所得上位の10%の人々が全純資産の52%を支配し、下位60%の人々の所有割合は12%をわずかに超えるにすぎない。貧困家庭で生まれた子どもが30歳までに貧困になる確率は、貧困ではない子どもの3倍という結果もある。子どもの貧困は人権侵害であるだけでなく、費用もかかる。米国の子どもの貧困対策費は年間10兆ドルを超える。幼少期への投資、包摂教育の推進、相続税活用による若者の基本所得の保障、貧困差別の撲滅が、優遇される立場と不利な立場の循環を断ち切るために必要である。

## 飲水と衛生に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/20

国連人権高等弁務官事務所

安全な飲水と衛生に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。水はますます商品そのものや金融資産として扱われるようになってきている。水取引も単なる使用权に関わるものとして扱う傾向にある。各国政府に対し、不足への対処手段として水取引の有用性を再考し、水取引市場の廃止や一層の規制の必要性について、国民と協議するよう求める。また、水がウォール街の先物市場で取り扱われるようになったことで、水が金融相場の勢いや投機的バブルの影響を受けるようになり、状況は悪化している。各国政府は、水が先物市場の金融投機の対象となることを防止する法的措置を緊急にとるべきである。さもなければ、食料や住宅バブルと同様の結果が生じる可能性がある。各国政府は、水を公共財として管理し、持続可能な管理を確保し、特に気候変動適応計画を発展させるべきである。

## 有毒物質と人権に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/20

国連人権高等弁務官事務所

有毒物質と人権に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。世界的なプラスチック危機への唯一の対処方法は、化学的に安全な循環型経済への転換である。プラスチックの循環全体に関する法的拘束力のある新たな国際文書の成立に向けて、各国政府は交渉すべきである。企業は現在のプラスチック汚染を浄化し、被害を賠償し、プラスチックによって地球が損なわれないよう確保しなければならない。そして、人権の尊重があらゆる解決策の中心に据えられなければならない。プラスチック危機は、生命、健康、清潔・健全な環境、住居、適切な食料、水、衛生等の国際法で保障された広範な人権に影響を及ぼす。リサイクルされているプラスチックは9%にすぎない。リサイクルがしばしば、周縁化されたコミュニティ周辺へのプラスチック廃棄物の投棄、企業の行為の消費者への責任転嫁をごまかすために行われていることを警告する。

## 少数者の問題に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/21

国連人権高等弁務官事務所

少数者の問題に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。現在の制度的その他の形態の差別を克服し、格差と不平等を減少させるには、SDGs に関わる施策・指標は一層人権を指向したものになり、周縁化され最も不利な立場にあり排除された集団を重視するものであらねばならない。社会の最も裕福な人々と最も貧しい人々の格差のさらなる拡大回避を望むならば、我々は発展よりも人を優先しなければならない。世界は少数者や先住民族、特に女性にとってますます不平等なものになり、彼らが SDGs 達成の戦略・構想の中心になることはほとんどない。社会経済の発展のなかで少数者がいかに扱われ影響を受けているかについて、SDGs に関わる施策・指標はほとんどあるいは全く留意していない。民族・宗教・言語が社会経済的排除の主な指標となっていることを認めず、あるいは考慮すらしないことは、交差的差別や不平等を覆い隠す危険性を帯びている。

## 障がい者の権利に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/21

国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。‘平和のための取組みの連続体(peace continuum)’特に紛争防止・平和構築・和解に関して、一貫して障がい者の可視化・包容がみられない。過去2～3年に包容性のある人道活動に向けて、いくらかの進展があったが、いまなお不十分である。平和のための取組みの連続体全体を通じて障がい者の包容を確保することは政府の責任である。いかに障がい者の包容を達成し、効果的な行動の具体的な勧告を作成するかについて、慎重に会話を進める必要がある。しかしながら、国際刑事法等の特定の法や政策分野では、障がい者はほとんど可視化・留意されていない。障がい者権利条約11条は障がい者の権利と‘平和のための取組みの連続体’を結びつけており、また、「国連障がい者包容戦略」も‘平和のための取組みの連続体’を通じた障がい者の権利の理解・包含・保護の必要性を明記している。



## 文化的権利に関する専門家が声明

2021/10/21

国連人権高等弁務官事務所

文化的権利の分野に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。文化的融合・混合、様々な文化的要素の結合・統合は、変化する人の文化、世界中の人々の現実において普遍的なものである。これを理解し認めることは共存と異文化の連帯の促進に密接に関わっている。我々の文化的生活と権利は全て結びついている。権利を尊重する文化的融合は、平等の枠組みの中で生じるべきであり、特に周辺化された人々に影響を与える、国際的・国内的な文化的不平等への挑戦を必要とする。近年、文化やアイデンティティに関するますます画一的な考えや、多様な文化の相互関係に関する純粋主義者の意見が世界中でみられるようになり、政府によって唱導されることもある。文化的融合や融合した文化的アイデンティティの否定は、多くの人権侵害を引き起こす。例えば、文化的混合が拒絶され聖地や遺跡へ攻撃が生じている。

## 民主的・平等な国際秩序に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/22

国連人権高等弁務官事務所

民主的・平等な国際秩序の促進に関する独立専門家が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。ワクチンにアクセスできる高所得国ではすでに安全対策の緩和が始まりつつあるが、ワクチンへのアクセスが不可能または限定的なその他の国は、極めて不安定な未来に直面している。COVID-19 パンデミックによる死者はおよそ 500 万人、感染者は 2 億 4,100 万人以上に上る。人道的支援・保護を必要とする人々は現在 2 億 3,500 万人、1 年間だけで 40% もの驚異的な増加を示している。ワクチンへの平等なアクセスが阻止される要因は、ワクチンナショナリズム、ワクチン原料の輸出禁止、ACT アクセレーター(COVID-19 検査・治療、ワクチンの開発・生産・平等アクセス加速のための世界的な協力)の資金不足である。WHO への資金提供、世界的税制度の見直し、社会保護のための世界基金の創設、緊急時の最低所得保障の導入を含む包括的な国際的な行動が必要である。

## 性的指向に基づく暴力に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/26

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別からの保護に関する独立専門家が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。ジェンダー規範に合致しない人々に対する差別や辛辣な発言の急増とともに、迫害や暴力の危険が生じている。ジェンダーや性自認の保護に反対する人々が策謀してパニックや不安感を巻き起こし、LGBTI 等の人々に対する暴力や差別が許される雰囲気をつくっている。非常に多くの超保守的な政治指導者や宗教グループが、性的指向・性自認・性表現に基づいて人々を非人間的に扱い、偏見や不寛容を助長している。性的特徴は生物学的特徴であり身体的現実である。それらに基づいて個人の属性とされる役割・行動・表現形態は構成概念であり、全ての者は自由を行使してこれを無視・粉碎・破壊することができなければならない。反ジェンダーの発言と排斥的行為を押し戻すために全ての国による緊急の行動が必要である。

## 超法規的処刑に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/26

国連人権高等弁務官事務所

超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。不法な死に関して国際法で求められている効果的な調査は、事実を明らかにし、加害者の不処罰を阻止するものであり、また、基本的な証拠に基づく情報提供によって恣意的殺害を防止するための基礎をつくるものである。各国政府は、全ての不審死が最高水準の犯罪科学に従って調査されるよう確保する義務を負う。2016年の「不法な死の可能性の調査に関するミネソタ議定書」は、不法な殺害事件の防止・解決における法医学検死制度の重要性を強調しており、全ての不審死事件の調査のための優れた基準である。私の任務の優先課題として、女性殺し、収容中の死亡、COVID-19 パンデミックからの教訓、災害管理・対応における生命の権利の保護等を挙げたい。効果的な調査制度はこれら全ての活動において要となるものである。

## 住居に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/26

国連人権高等弁務官事務所

適切な住居に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。子ども、LGBTIQ+、人種的・民族的・宗教的グループ・少数者、非公式居住区の住民等、保護を要する多くの集団に対する官民による差別は、適切な住居の権利実現に対する最大の障壁の一つである。多くの国で差別は法的に禁止されているが、実際には、こうした差別が適切な住居の権利を含む人権実現の主な障壁である状況が続いている。各国政府は、住居における差別の徹底的防止・保護の確保のために、法、規制枠組み、司法と司法以外の制度について定期的な調査を行う必要がある。これらの制度が失敗した場合は、失敗は近年あるいは歴史的にもみられることであるが、特に女性、障がい者、人種的その他の少数者、移住者、先住民等脆弱な集団を含む、全ての人々の平等なアクセスが実現するまで、各国政府は特別措置を講じるべきである。

## 人身取引に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/27

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。各国政府は、人身取引犠牲者を発見・保護する義務を負う。犠牲者は、保護を受けるのではなく、処罰され非難されている。特に懸念されるのは、テロにおける人身取引に関して、政府による差別が保護の失敗、人身取引や再犠牲の危険の増大を招いていることである。強制婚・性的搾取・強制労働・強制犯罪を目的とする人身取引はテロ集団の戦略となっており、保護の失敗のために不処罰が続いている。脆弱な子どもが難民キャンプや国内避難民のキャンプから失踪し、若者がオンラインで標的にされている。各国政府と人道団体には、パレルモ議定書と国際人権法に基づき、人身取引犠牲者を早期に発見し、特別な医療と心理的・法的支援を提供する義務がある。平和維持活動においては、特に紛争から平和への移行期にある国では、一層の人身取引の防止と犠牲者の発見・保護を求めたい。

## 普遍的定期的審査作業部会 開催の予定

2021/10/27

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期的審査作業部会第 39 会期が 11 月 1～12 日に開催される。この会期では、ギリシャ、スリナム、サモア、ハンガリー、スーダン、セントビンセント・グレナディーン、パプアニューギニア、タジキスタン、タンザニア、エスワティニ、アンティグア・バーブーダ、トリニダードトバゴ、タイ、アイルランドの 14 か国の審査が行われる。COVID-19 パンデミックのため、会合は対面とリモートを組み合わせて行われる。ジュネーブ国連本部でのサイドイベントは開催されない。会議室への入室者は制限されるので、メディアにはインターネット配信の利用が奨励される。作業部会は人権理事会の全理事国 47 カ国で構成されるが、審査にはその他の国も参加できる。各国政府その他の代表は事前録音かライブで発言する。審査では、人権義務や確約の履行努力について、積極的な進展が評価され、問題点が指摘される。

## 人種主義に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/28

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の人種主義に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックによる不均衡な影響は、人種的・種族的・民族的格差が基本的人権享受に根強く残っていることを思い起こさせる。ダーバン宣言・行動計画(DDPA)は、差別的構造を除去し、周縁化・搾取されている集団・個人の平等と正義を達成するための基本的・実地的・詳細な計画である。国連加盟国、国際社会全体に対し、DDPA の確約を再確認し、国際的な人種的平等と人種的正義の約束を達成するために具体的な措置をとるよう求める。複数の国が DDPA のプロセスを放棄する意図を示しており、これには植民地主義、奴隷制、大西洋奴隷貿易で最大の恩恵を得た国々が含まれている。DDPA ボイコットに参加する国々に対し、DDPA を履行、フォローアップに関与することによって、人種的正義と平等への真の確約を示すよう求める。



## 傭兵の利用に関する専門家 国連総会で発言

2021/10/28

国連人権高等弁務官事務所

傭兵の利用に関する作業部会議長が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。民間関係者がサイバー空間でデータ収集・諜報活動・監視等の広範な軍事・警備サービスを行っている。各国政府は、サイバー空間での傭兵の採用・利用・資金提供・研修を控えるべきである。サイバー行動は武力紛争時・平時において、生命に対する権利、経済的社会的権利、表現の自由、プライバシー、自決権等の様々な権利の侵害を引き起こす可能性をもつ。影響を被るのは、人権活動家、ジャーナリスト、LGBTI、移住者等である。傭兵、民間軍事・警備会社が、コンピューターシステムやネットワークの混乱・介入・劣化・破壊等、悪意のあるサイバー行動に関与し、様々な分野にリモートで被害を与え、サイバー空間の安全・安定への驚異となる可能性がある。各国政府は、こうした行動を国内法で禁止・規制すべきである。また、民間軍事・警備会社に対する国際的な規制枠組みの作成を求める。

## COP26 に向けて人権専門家が声明

2021/10/29

国連人権高等弁務官事務所

COP26 に向けて、人権と環境に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。航空・海上輸送に対する新税によって、気候変動に苦しむ国への援助を大幅に増額することができる。汚染者負担の原則に基づくこうした税は、小島嶼開発途上国・後発開発途上国の気候変動被害からの復興・再建の年間援助費を数十億ドルも増やす可能性がある。過去 30 年間、富裕国は脆弱な国の気候変動による損失・被害への対策資金一年間 2,900 億ドル、2030 年までに 5,800 億ドルになる一の提供を怠ってきた。商用航空・海上輸送は様々な排出を伴う主な汚染源であり、その排出量は過去数十年間に急増しており、2050 年までに 2 倍以上になると予想される。これらに対する課税は公平であろう。COP26 は、特に小島嶼国・後発開発途上国のニーズに重点を置く、新たな革新的な気候変動の資金源を生み出す転機とすべきある。